

なぜ広がらない?! 公務員への道

全国点字試験等実態調査（平成9年度版）

谷合 侑／著
高橋 実／監修

なぜ広がらない?! 公務員への道

全国点字試験等実態調査（平成9年度版）

谷合 侑／著

高橋 実／監修

社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター

発刊にあたって

社会福祉法人視覚障害者支援総合センター（元 日本盲人福祉研究会）では、1990（平成2）年度と1992（平成4）年度に47都道府県と12政令指定都市の自治体と同教育委員会に対し「点字ならびに低視力者に対する試験の実施状況と今後の計画について」というアンケートを行いました。お陰様で、何回か催促はいたしましたが、2度とも100パーセントのご協力を頂き、不愉快な思いをした記憶ありませんでした。

今回の調査は、かねてからの念願でありましたアンケートの対象を、都道府県と政令指定都市に加え、東京23区と全国の市に広げて行いました。合わせて1500通余りの発送に関わる作業には、職員が日常業務を先送りして行わなければならないほど大変であったことは忘れることができません。催促も3回いたしましたが、回収率はさすがに100パーセントとはいかなかったものの3回目の調査であったせいか、都道府県は100パーセントのご協力を頂き感謝しております。

集計と分析は、過去2回同様、谷合侑さんをお願いしましたが、一番大変な作業でこれまたお礼のことばありません。これまでは巻末に「提言」として専門家にお集まり頂き「座談会」をしてきましたが、今回は回収に半年以上かかりましたので出席頂く方々の時間調整ができず、それぞれの方に原稿をお送りし「2000字以内」のコメントを頂きました。ご多忙のなかを百も承知で（50音順で）、日本ライトハウスの岩橋明子理事長、全国視覚障害者雇用促進連絡会の竹下義樹会長、労働省職業安定局高齢・障害者対策部障害者雇用対策課の吉泉豊晴主任の3人をお願いしました。

このアンケートに限らず、当センターが行っている事業の大半は、公的機関はもとより老舗の施設でも手を染めていないものだけに忍耐の要る仕事だから、職員にはそれを自覚し「寛大さとプライド」をもって対応する

ように求めています。案の定、今回のアンケートでは職員は電話での問い合わせには音を上げたようです。私が留守がちで、質問の内容にも理解し難いところがあったのかもしれませんが、数百箇所から問い合わせがありました。驚いたことに2、3回目の催促で、十数カ所から「そんなアンケートは見たことがない」ということでした。「迷い子郵便」とは一寸考えられ難く、「役所という所は一般の封書は果たして確実に届くのだろうか」という不安にかられました。

それに、数の中とはいえ「このようなアンケートに対し回答を強要する論拠はどこにあるのか」とか、「脅迫ではないのか」とか、「公開質問状なんてとんでもない話だ」とか言ったご立腹の電話もありました。

国が障害者の「完全参加と平等」を訴え、「障害者の雇用促進支援事業」を施策として打ち出しているにもかかわらず、「区・市」の段階になると「そんなこと何のためにするのかいな」といった担当者にあるまじき問い合わせも結構ありました。また「これほど就職戦線の厳しいときに、障害者の試験といっても余程の実力と運がなければ無駄なことで知っておく必要がありますよ」といった、失礼千万な忠告をしてくれた担当者もありました。

1970年代、私たちは障害別の雇用率を設定するようという運動をしていましたが、「物理的にも無理だ」ということでその訴えを取り下げましたが、やはり今回の集計を見て反省せざるを得ません。新年度には法律改正で雇用率が0.2パーセント引き上げられても、視覚障害者の雇用には何らプラスになりません。敢えて障害者間の問題を取り上げるまでもなく、視覚障害者は重度なのです。しかし、「目さえカバーしてくれば健常者に優るとも劣らない仕事ができる能力をもっている」仲間も沢山いるのです。

障害者の雇用を100とした場合、視覚障害者の雇用率は6パーセントにしか達していないと言われていきますし、来年度の法改正で残念ながら雇用

率はもっと落ちること間違いなしです。

この集計が終わったあと、新聞記事で「北九州市は障害者の雇用が法に示す雇用率より低いので、障害者特別選考試験を実施する」ということを知りました。早速期待半分で電話をしましたところ、電話口の相手は何人も変わり、最後に管理職の〇〇という方が出られ、次のようなことを言われました。「公務員試験というのは公正かつ平等に実施しなければならないものだから、点字はそれに馴染まない。仮にあなたの言い分を認めて点字を採り入れ視覚障害者が合格したとしても、配属先がない。点字試験をやっているということも聞いたことがないし、そのような職員を採用し配属しているということも見たことがない。何れにせよ、活字に対応できなければ応募資格はない」と淡々と言われたのには、驚きよりも呆れ果ててしまい、このような言葉によって、どれだけの視覚障害者が傷つけられていることか、それこそ私に時間と心のゆとりがあれば、市長に対し内容証明で公開質問状を出したいぐらいの思いでした。

また東京都のように、1974年自治体のトップをきって福祉職Cという点字使用者のみのランクをつくり、そこから毎年1人は必ず採用するということが曲がりなりにも実施されているにもかかわらず、都内23区の人事委員会では障害者枠を設けながら点字を認めず、その制度を改変するには23区の区長の意見が一致しなければならない、といった実態がまだ罷り通っているのですから、「広げよう公務員への道」は21世紀になっても引き継がれていかなければならないことなのか、と些か気の重い私です。

最後になりましたが、本書の調査から出版までの経費について、高額の助成をして下さった東京都共同募金会に対し、厚くお礼を申し上げます。また同募金会のご配慮により、都道府県と政令指定都市、東京都23区と全国の市の自治体とその教育委員会を始め、関係機関と関係者に本書をお送りさせていただきます。是非、視覚障害者の雇用環境整備に一層のお力添えを

お願いする次第です。また、お忙しい中をこのアンケートにお答え下さった関係者に、厚くお礼を申し上げます。

1997年12月 1 日

社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
理事長 高橋 実

参考までに「アンケートに対する催促状の一部」を採録いたします。

平成 9 年 5 月 23 日

「点字による公務員試験の実態調査」の件

前略 早速ですが、去る 4 月 16 日締め切りで「点字による公務員試験の実態調査」についてお願いしましたが、貴県・貴市からは今日現在ご回答頂けていません。何かと慌ただしい今日この頃でしょうが、集計と分析で完璧を期したいと思いますので、雇用促進をも踏まえてお返事頂ければ幸いです。また、その折、近々の応募要項などありましたらお送り下さい。尚、秋には報告書をお送りする予定でありますので、是非ご協力下さることを重ねてお願い申し上げます。

平成 9 年 7 月 10 日

「点字による公務員試験の実態調査」催促の件

前略 早速ですが、センターが東京都共同募金会のご協力を頂いて実施しています「点字による公務員試験の実態調査」ですが、去る 4 月 16 日締め切りでお願いし、5 月下旬に催促をさせていただきましたが、残念ながら

ら7月7日現在、貴県・貴市よりご回答をいただいていません。主義主張に関係のない視覚障害者に関わる雇用の問題です。事情はともあれ、7月25日迄にご返事をいただけない場合には、首長に対し公開質問状を出させていただきますので、ご理解の上、速やかに御処理いただきたいと重ねてお願い申し上げます。

平成9年8月6日

前略 去る3月、「点字による公務員試験の実施調査」アンケートへのご協力を、全国の自治体、並びに教育委員会にお願いし、5月には催促を、7月には再催促をさせて頂きました。残念ながら、今尚、貴市を含め23カ所からご回答を頂けません。公務ご多忙とはいえ、国を挙げて障害者の雇用促進をうたっている今日、何故この種の回答が頂けないのでしょうか。これ以上、お待ちすることもできません。20日迄にご回答の頂けない場合には、当事者の便も考え合わせ回答のないところを明記させて頂くこととなります。個々に問い合わせが参るかと思いますが、その節には宜しくお願い致します。

アンケートの集計と分析は年末迄に行い、2千カ所に配布したいと思っています。こちらは暫くお待ち下さい。

なぜ広がらない?! 公務員への道■目次

発刊にあたって（高橋 実）	1
第一編 地方公務員採用選考試験についての調査報告	11
まえがき	12
1 身体障害者に対する一般公務員採用選考試験について（都道府県・政令指定都市の現状）	
1-1 一般公務員採用試験は、身体障害者に対して門戸を開いているか	14
1-2 「弱視者」に対して門戸を開いているか	19
1-3 「点字使用者」に対して門戸を開いているか	25
2 身体障害者に対する特別枠採用選考試験について（都道府県・政令指定都市の現状）	
2-1 身体障害者に対する特別枠採用試験は、どのように実施されているか	30
2-2 「弱視者」に対して門戸を開いているか	36
2-3 「点字使用者」に対して門戸を開いているか	43
2-4 人事委員会の権限の範囲で行われる「その他の採用試験」について（都道府県・政令指定都市の現状）	48
3 中途障害者の職場復帰と障害者雇用率について（都道府県・政令指定都市の現状）	
3-1 中途障害者の人権は守られているか	49
3-2 障害者の働く権利は保障されているか	51

第二編 市・区における公務員採用選考試験についての調査報告（全国664市および東京都23区の現状）……………55

まえがき……………56

1 身体障害者に対する一般職員採用選考試験について（市・区の現状）

1-1 一般職員採用試験は、身体障害者に対して門戸を開いているか…58

1-2 「弱視者」に対して門戸を開いているか……………64

1-3 「点字使用者」に対して門戸を開いているか……………72

2 身体障害者に対する特別枠採用選考試験について（市・区の現状）

2-1 身体障害者に対する特別枠採用選考試験はどのように実施されているか77

2-2 「弱視者」に対して門戸を開いているか……………82

2-3 「点字使用者」に対して門戸を開いているか……………88

2-4 人事部が行う「その他の採用試験」について……………91

3 中途障害者の職場復帰と障害者雇用率について（市・区の現状）

3-1 中途障害者の人権は守られているか……………93

3-2 障害者の働く権利は保障されているか……………95

第三編 教育職員採用選考試験についての調査報告（都道府県・政令指定都市の教育委員会の現状）……………101

まえがき……………102

1 身体障害者に対する一般の教育職員採用試験について（都道府県・政令指定都市の教育委員会の現状）

1-1 一般の教員採用試験は、身体障害者に対して門戸を開いているか・104

1-2 「弱視者」に対して門戸を開いているか……………109

1-3 「点字使用者」に対して門戸を開いているか……………114

2	身体障害者に対する特殊選考試験について（都道府県・政令指定都市の教育委員会の現状）	
2-1	身体障害者に対して特殊選考試験は実施されているか	118
2-2	教育委員会の人事権の範囲で行われる、その他の採用試験について	119
3	中途障害者の職場復帰と障害者雇用率について（都道府県・政令指定都市の教育委員会の現状）	
3-1	中途障害者の人権は守られているか	123
3-2	障害者の働く権利は保障されているか	124
4	中途障害者の職場復帰と障害者雇用率について（市・区の教育委員会の現状）	
4-1	中途障害者の人権は守られているか	127
4-2	障害者の働く権利は保障されているか	129
	あとがき（谷合 侑）	132
	■提言	139
	視覚障害者に対する理解と2パーセントの中身 （社会福祉法人日本ライトハウス理事長 岩橋明子）	140
	法定雇用率を目標とすべきではない （全国視覚障害者雇用促進連絡会会長 竹下義樹）	143
	機会均等、雇用促進、そして職業リハビリテーション （労働省職業安定局高齢・障害者対策部障害者雇用対策課主任 吉泉豊晴）	146

■参考資料	149
1. 法定雇用率と雇用状況	150
2. 受験案内の記載事項	153
3. 大学卒業生の就職状況	155
4. 1995年以降の大学卒業生の就職状況	160
5. 調査（質問）用紙の文例	164
<著者略歴>	174

第一編

地方公務員採用選考試験 についての調査報告

まえがき

◎ 調査目的

1991（平成3）年の国家公務員採用試験において、国は初めて点字試験を認めた。視覚障害者の国家公務員への道が開かれたのである。これに先だって、都道府県・政令指定都市においては、1973（昭和48）年に東京都において初めて実施された。その後徐々に拡大され、1992（平成4）年調査では、一般教員採用試験の中に「視覚障害者が含まれている」と回答した自治体は、21を数えるまでになった。また、このうち点字試験を実施した、と回答した自治体が8あった。このような身体障害者、特に視覚障害者に対する理解が、さらに拡大されることを願って、今回の調査を実施した。今回は、調査対象を全国の市・区に拡大して実施したが、それについての報告は、第二編で記述する。

◎ 調査方法

全国の地方自治体において、視覚障害者（弱視者および点字使用者）について、公務員採用試験が実施されているかどうか、実施されているとすれば、どのような内容で、どのような方法がとられているのかについて、次の4項目について調査した。

- （1）一般公務員採用試験について
- （2）身体障害者に対する特別枠採用試験について
- （3）人事委員会の権限の範囲で行われる、その他の採用試験について
- （4）中途障害者の職場復帰および障害者雇用率について、

全国の59都道府県・政令指定都市の本庁と教育委員会、および687の市・区の役所と教育委員会に対して、アンケート用紙を発送した。今回特に全国の市・区を対象にしたのは、視覚障害者に対する理解と雇用の促進

を、全国の市・区にまで広げたい、という願いからである。

◎ 調査年月

1997年4月

◎ 回答率

都道府県・政令指定都市は、59自治体のすべてから回答があった。回答率は100%であった。

なお、本文中「前回の調査」とあるのは、1992年12月調査のもので、その調査結果の報告は『広げよう公務員への道——全国点字試験実態調査と視覚障害公務員10人の事例集』谷合侑著・盲学生情報センター（現在は社会福祉法人・視覚障害者支援総合センター）監修、1993年8月31日発行の冊子として出版されている。ぜひ参照してほしい。

1

身体障害者に対する 一般公務員採用選考試験について (都道府県・政令指定都市の現状)

1-1

一般公務員採用試験は、 身体障害者に対して門戸を開いているか

◎ 身体障害者に対する一般公務員採用試験は、どのように実施されたか
1996年度に、身体障害者に対する一般公務員採用試験が、どのように実施されたかを見ると、次の通りである。

(1) 実施したのは、1都1道2府26県7市の計37自治体であった。回答数59の62.7%にあたる。前回調査では25自治体であったから、12自治体が増加したことになり、かなり前進したといえる。しかし、残念なことに22自治体が、未だに障害者に対して門戸を閉ざしていることになる。

実施した自治体名を上げると、次の通りである。

東京都・北海道・大阪府・京都府・岩手・宮城・*秋田・*山形・*福島・
埼玉・千葉・神奈川・*富山・*石川・*静岡・愛知・滋賀・三重・兵庫・
*岡山・*和歌山・*愛媛・*高知・福岡・*長崎・*大分・*熊本・*宮
崎・*鹿児島・沖縄・*札幌市・仙台市・千葉市・横浜市・川崎市・神戸市・福
岡市

自治体名の前に*印のある16自治体は、「特別枠採用試験」を実施していな

い所である。＊印のない21自治体は、特別枠採用試験も実施している所である。

(2) 実施内容を初級・中級・上級職別に見ると、次の通りである。

(ア) 初級・中級・上級職のすべてに実施したのは、次の24自治体である。

東京都・北海道・岩手・宮城・秋田・山形・千葉・神奈川・富山・石川・静岡・三重・兵庫・和歌山・愛媛・高知・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・札幌市・千葉市・神戸市

(イ) 初級・上級職で実施したのは、次の10自治体である。

大阪府・京都府・埼玉・愛知・滋賀・岡山・仙台市・横浜市・川崎市・京都市

(ウ) 中級・上級職で実施したのは、福岡のみ。

(エ) 初級職のみで実施したのは、福島のみ。

(オ) 上級職のみで実施したのは、沖縄・福岡市の2自治体。

◎ 実施開始年度は、いつからか

実施開始年度を見ると、次の通りである。

1952（昭和27）年度——兵庫・横浜市（ただし初級は昭和29年度より）

1953（昭和28）年度——埼玉・静岡

1972（昭和47）年度——札幌市

1973（昭和48）年度——東京都（ただし一般事務は平成4年度より）

1977（昭和52）年度——愛知

1984（昭和59）年度——大分

1987（昭和62）年度——鹿児島

1989（平成1）年度——滋賀

1990（平成2）年度——高知

1991（平成3）年度——大阪府（ただし上級職は平成4年度より）

1992（平成4）年度——熊本

1994（平成6）年度——福岡

1996（平成8）年度——沖縄・福岡市

不明——北海道（前は平成4年の回答）・宮城・山形・新潟・石川・和歌山（前は昭和57年の回答）・岡山・香川・長崎・宮崎・広島市

◎「実施しなかった」理由はなにか

実施しなかった地方自治体の理由を見ると、次の通りである。

（ア）法定雇用率が達成されているから——群馬・北九州市の2自治体

（イ）適当な可能職種がないから——茨城・群馬・奈良・島根・山口の5自治体

（ウ）試験の準備ができないから——山口・徳島の2自治体

（エ）受験希望者がいないから——福島・群馬・福井・広島の4自治体

◎「身体障害者」の中に「視覚障害者」は含まれていたか

1996年度の「身体障害者」の中に「視覚障害者」は含まれていたかを見ると、次の通りである。

（1）含まれていると回答したのは、1都1道2府18県7市の計29自治体であった。回答数59の49.2%にあたる。前回調査では21自治体であったので、8自治体が増加したことになり、やや前進したといえる。しかし、残念なことに約半数の自治体が、未だに視覚障害者に対して門戸を閉ざしていることになる。「含まれている」と回答した自治体名を上げると、次の通りである。

東京都・北海道・大阪府・京都府・岩手・宮城・山形・埼玉・千葉・神奈川・富山・石川・静岡・愛知・滋賀・岡山・高知・福岡・長崎・熊本・鹿児島・沖縄・札幌市・仙台市・千葉市・横浜市・川崎市・神戸市・福岡市

（2）実施内容を初級・中級・上級職別に見ると、次の通りである。

（ア）初級・中級・上級職のすべてに含まれているのは、岩手・宮城・山形・富山・石川・静岡・高知・熊本・鹿児島・札幌市・千葉市・神戸市の12自治体

- (イ) 初級・上級職に含まれているのは、大阪府・京都府・埼玉・愛知・滋賀・岡山・仙台市・横浜市・川崎市・京都市の10自治体
- (ウ) 中級・上級職に含まれているのは、北海道・神奈川・福岡の3自治体
- (エ) 初級職のみに含まれているのは、長崎のみ
- (オ) 中級職のみに含まれているのは、東京都のみ
- (カ) 上級職のみに含まれているのは、千葉・沖縄・福岡市の3自治体

◎「含まれる」ようになった実施開始年度は、いつからか

「含まれる」ようになった実施開始年度を見ると、次の通りである。

- 1952（昭和27）年度——横浜市（ただし初級は昭和29年度より）
- 1953（昭和28）年度——埼玉・静岡
- 1972（昭和47）年度——札幌市
- 1973（昭和48）年度——東京都（ただし一般事務は平成4年度より）
- 1977（昭和52）年度——愛知
- 1980（昭和55）年度——神奈川
- 1987（昭和62）年度——鹿児島
- 1989（平成1）年度——滋賀
- 1990（平成2）年度——高知
- 1991（平成3）年度——大阪府（ただし上級職は平成4年度より）
- 1992（平成4）年度——熊本
- 1993（平成5）年度——千葉
- 1994（平成6）年度——福岡
- 1996（平成8）年度——長崎・沖縄・福岡市
- 不明——北海道（前回平成4年の回答）・宮城・山形・新潟・石川・和歌山（前回昭和57年の回答）・岡山・香川・広島市

◎ 「含まれなかった」理由はなにか

「含まれなかった」自治体が7あったが、その理由を見ると、次の通りである。

(イ) 適当な可能職種がないから —— 青森・三重の2自治体

(エ) 受験希望者がいないから —— 秋田・広島・愛媛・大分・宮崎の5自治体

まとめ

1. 一般公務員採用試験の中で、身体障害者を対象としている自治体は、37であり、5年前の調査時よりも12自治体が増加した。徐々に増加傾向にあると
いってよい。喜ばしいことである。
2. 身体障害者への対応の仕方として、(ア) 一般公務員採用試験にのみ含めて
実施している自治体、(イ) 特別枠採用試験でのみ実施している自治体、
(ウ) 両方の採用試験で実施している自治体、の3種がある。今回の調査で
は、(ア) 16、(イ) 17、(ウ) 21であった。(ウ) の形式が増えることが望ま
しいといえよう。
3. 「身体障害者」の中に「視覚障害者」が含まれている、と回答した自治体
が29あった。前回調査の21よりも8自治体が増加しており、喜ばしいといえ
よう。しかし、未だ30の自治体が、視覚障害者に対して門戸を閉ざしている
ことは、国際障害者年の「完全参加と平等」の理念が、50%の自治体に及ん
でいないことを示している。
4. 「身体障害者を特に除外していないから、受験可能である」との回答自治
体が、意外に多かった。その募集要項を見ると、障害者のことに関しては、
一言も記述されていない。このことをもって「障害者を平等に見ている」と
いえるのか。否である。「配慮がある」ことが平等なのであって、「無配慮」
「無記述」は不平等な扱いであるといえる。
5. 実施開始年度についての分析は、1-3のまとめ (p.28参照) で記述する。

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

出版助成●社会福祉法人 東京都共同募金会

なぜ広がらない?! 公務員への道
——全国点字試験等実態調査（平成9年度版）

1997年12月1日発行

実費頒価1,600円（税別）（送料310円）

著 者 谷 合 侑
監 修 高 橋 実

発行所 社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター

〒167-0043 東京都杉並区上荻2-37-10 Keiビル3F

電 話 03-5310-5051

F A X 03-5310-5053

郵便振替口座 00110-4-576094

印刷・校正 株式会社 大活字

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-22-19 三永ビル302

電 話 03-3362-8954

F A X 03-3362-8946